

令和6年度税制改正が
インボイスに与える影響

交際費から除外される飲食費の見直し



交際費から除外できる飲食費の額は、平成18年の税制改正以来「5,000円以下」とされてきましたが、最近のエネルギー・食料の物価上昇に伴う飲食費の高騰を考慮すると、この金額は適切ではない（安すぎる！）という声が上がっていました。この度、令和6年度税制改正では、コロナ禍後の飲食業を支援することや、会食を通じた企業交流の活性化、消費の促進の効果を期待して、交際費から除外できる飲食費の額が増額されました。本記事では、この改正内容と注意点について解説します。

1 交際費から除外される飲食費の改正内容

会社の規模に関わらず、1人あたり5,000円以下の飲食費は交際費等の範囲から除外され、全額損金算入することが認められてきたところ、税制改正により金額基準を1人あたり10,000円以下に引き上げられました。これは、令和6年4月1日以降に支出した飲食費から適用されます。なお、金額の判定に当たっては、「税込経理」を行っている場合には「税込金額」で、「税抜経理」を行っている場合には「税抜金額」で判定します。

従来 1人あたり5,000円以下の飲食費は交際費の範囲から除外される

算式 飲食等のために要する費用として支出する金額 ÷ 飲食等に参加した者の人数 = 1人あたりの金額

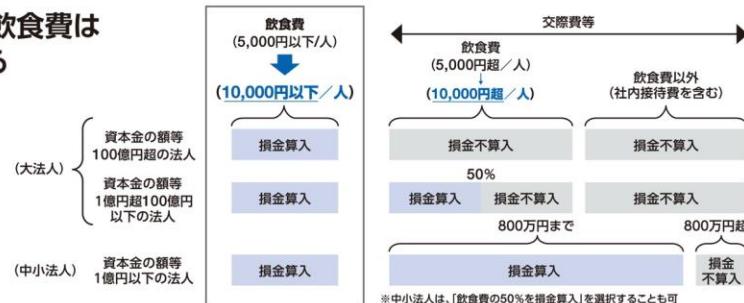
要件 一定の事項を記載した
書類の保存が必要

書類への記載事項

- ① 飲食等のあった年月日
- ② 飲食等に参加した得意先、仕入先その他事業に関係のある者等の氏名または名称およびその関係
- ③ 飲食等に参加した者の数
- ④ その飲食等に要した費用の額、飲食店等の名称および所在地（店舗がない等の理由で名称または所在地が明らかでないときは、領収書等に記載された支払先の氏名または名称、住所等）
- ⑤ その他飲食等に要した費用であることを明らかにするために必要な事項

改正後 1人あたり10,000円以下の飲食費は
交際費の範囲から除外される

算式や要件は従来と同様ですが、事業年度に関係なく、**令和6年4月1日以後に支出する飲食費に適用されますので注意が必要です**。例えば、12月決算の場合1~3月に支出した飲食費は5,000円基準、4~12月に支出した飲食費は10,000円基準となります。



出典：財務省HP「令和6年度税制改正パンフレット」

2 インボイス制度と交際費

インボイス制度導入後は、免税事業者などインボイスの発行事業者でない飲食店に支払った交際費については、仕入税額控除の対象外となる金額を本体価格に加算して5,000円基準、10,000円基準を判定しなければなりません。税抜経理を行う事業者は注意が必要です。

インボイスの経過措置期間は、下記の表のように仕入税額控除ができる金額が段階的に減少していくので、それに伴って交際費の本体価格も変動することになります。

経過措置期間	仕入税額控除額	交際費・飲食費
令和5年10月1日から令和8年9月30日まで	消費税額×80%	本来の税抜金額+消費税額×20%
令和8年10月1日から令和11年9月30日まで	消費税額×50%	本来の税抜金額+消費税額×50%
令和11年10月1日以降	なし	本来の税抜金額+消費税額×100%

【事例】税抜経理を採用する法人の営業部長が取引先のA部長を接待し、飲食店に2人分として21,560円（10%税込）を支払った。

① 飲食店がインボイス発行事業者の場合

借方	金額	貸方	金額
接待交際費	19,600	現金	21,560
仮払消費税	1,960		

1人あたりの飲食費は、 $19,600\text{円} \div 2\text{人} = 9,800\text{円}$ 。10,000円以下であることから、交際費等から除かれる。

② 飲食店がインボイス発行事業者以外の場合(令和5年10月1日から令和8年9月30日まで)

借方	金額	貸方	金額
接待交際費	19,992	現金	21,560
仮払消費税	1,568		

仕入税額控除額は、 $1,960\text{円} \times 80\% = 1,568\text{円}$ 。 $1,960\text{円} - 1,568\text{円} = 392\text{円}$ は、交際費の本体価格に加算するため、交際費の額は、 $19,600\text{円} + 392\text{円} = 19,992\text{円}$ となる。1人あたりの飲食費は、 $19,992 \div 2\text{人} = 9,996\text{円}$ 。10,000円以下であることから、交際費等から除かれる。

③ 飲食店がインボイス発行事業者以外の場合(令和8年10月1日から令和11年9月30日まで)

借方	金額	貸方	金額
接待交際費	20,580	現金	21,560
仮払消費税	980		

仕入税額控除額は、 $1,960\text{円} \times 50\% = 980\text{円}$ 。 $1,960\text{円} - 980\text{円} = 980\text{円}$ は、交際費の本体価格に加算するため、交際費の額は、 $19,600\text{円} + 980\text{円} = 20,580\text{円}$ となる。1人あたりの飲食費は、 $20,580\text{円} \div 2\text{人} = 10,290\text{円}$ 。10,000円を超えるため、交際費等として損金不算入の計算に含める。

④ 飲食店がインボイス発行事業者以外の場合(令和11年10月1日以降)

借方	金額	貸方	金額
接待交際費	21,560	現金	21,560
仮払消費税	0		

経過措置が終了したことにより仕入税額控除ができない。1人あたりの飲食費は、 $21,560\text{円} \div 2\text{人} = 10,780\text{円}$ 。10,000円を超えるため、交際費等として損金不算入の計算に含める。

ここに
注目!



5,000円基準や10,000円基準を適用する場合は、一定の事項を記載した書類の保存が必要ですが、もし、記載を失念して税務調査で指摘を受けた場合はどうしたら良いでしょうか。まずは、スケジュール帳やメールのやり取りなどで、基準を満たしていることを証明し、理解を求めましょう。その説明が曖昧だったり、接待の事実や人数が不明瞭だった場合は疑われる事が避けられず、個人的な飲食費と見なされる可能性もあります。過去には、代表者がクラブで「一人飲み」した際の代金を交際費に計上していたとして、重加算税が課された事例（令和2年3月26日東京地裁判決 税務訴訟資料 第270号-46（順号13406））もありますから、適正な処理を心がけてください。